

環政第208号
令和7年7月24日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



県道平和の道線（仮称）整備事業に係る事後調査報告書（令和5年度）について

令和7年5月2日付け南土第481号で送付されたみだしの事後調査報告書について、沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第39条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めます。

県道平和の道線(仮称)整備事業に係る事後調査報告書に対する環境保全措置要求

1 騒音について

真栄里地区における工事の際に、工事敷地境界において、評価書における予測結果及び建設作業騒音に係る規制基準を超過しており、工事実施に伴う環境への影響が低減できておらず、周辺住民の生活環境への影響が懸念される。

規制基準を超過したことに関し、「新たな環境の保全のための措置を講じる必要はない」としているが、住居等が近接する工事区域において、規制基準を超過する騒音測定値を確認した際には、工事を中断し、対策を講じた上で工事を実施すること。

2 振動について

真栄里地区における工事の際に、工事敷地境界において、評価書における予測結果及び建設作業振動に係る規制基準を超過しており、工事実施に伴う環境への影響が低減できておらず、周辺住民の生活環境への影響が懸念される。

規制基準を超過したことに関し、「評価書の予測の結果必要となった環境保全措置を、今後徹底することで工事の実施に伴う環境影響は概ね回避・低減する」としているが、住居等が近接する工事区域において、規制基準を超過する振動測定値を確認した際には、工事を中断し、対策を講じた上で工事を実施すること。

3 海域植物について

St.8 のリュウキュウスガモ及び St.2 の海草類の被度低下は、台風等による底質の攪乱により一時的に減少したものとしているが、両地点の全体生育被度が、工事前と比較して経年的に低下していることについての考察が示されていない。

については、今後の海藻草類の被度変動に注視し、被度低下が確認される場合には、必要に応じて追加の調査等を行うなどして原因究明に努め、事業による影響が考えられる場合は追加の環境保全措置を講じること。

4 事後調査報告書の作成及び送付について

過年度の事後調査報告書について、各年度の調査の終了から1年以上経過した後、知事へ送付されており、令和3年10月28日付け環政第913号及び令和6年2月6日付け環政第1115号の環境保全措置要求において、「事後調査報告書は調査終了後速やかに送付すること」と述べていた。

しかし、本事後調査報告書の調査期間が令和5年4月から令和6年3月となっているが、本報告書が知事に送付されたのは令和7年5月となっており、適切な時期に審査を実施することができない状況となっている。

事業者は、知事から必要な措置を講ずるよう求められた場合は、環境の保全に

ついて適正な配慮を行う必要があるが、このような状況では、事後調査や環境保全のための措置が適切に実施されないことになることから、報告書は調査終了後速やかに作成し、知事に送付すること。